

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
1	島根県 県民いきいき活動 促進委員会	1人	島根県県民いきいき活動促進委員会は、島根県県民いきいき活動促進委員会設置要綱に基づいて設置し、県内における県民いきいき活動の促進と、NPO等と県の協働を推進するため、島根県が取り組む施策等について意見を聴き、県民活動促進の施策展開に資することを目的としています。 この委員会は、現在16名で構成しており、うち公募委員は1名在任しております。公募委員には、県民いきいき活動の実践を通じて得られた経験を踏まえ、県内の県民いきいき活動をより一層促進するとともに、県行政における協働を促進するために、御意見をいただきたいことから、今回、県民いきいき活動実践者の公募を実施します。 ※「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の促進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動のことです。	（1）島根県内に住所を有する方 （2）県民いきいき活動を行っている方 （3）島根県県民いきいき活動促進委員会（年2回程度、平日開催）に出席できる方 ※ただし、国及び地方公共団体の議員及び職員並びに島根県の他の審議会等委員は応募することができません。 環境生活部内に設置する選考委員会（外部委員を含む）で選考します。 ■一次選考（書類選考） 現在取り組んでいる「県民いきいき活動」の活動内容、活動実績と、小論文（800字以内）を提出していただき、これをもとに選考し、応募者本人にお知らせします。 小論文テーマ：「県民いきいき活動」の促進について思うこと。 ■二次選考（面接選考） 一次選考通過者を対象に面接を行います。 ※面接選考の結果に基づき、年齢、地域、活動内容等も考慮した上で総合的に選考します。	年2回 程度 (平日に開催)	R7.4.1 ～ R9.3.31	環境生活総務課 NPO活動推進室 TEL:0852-22-5096 FAX:0852-22-5636 E-mail: npo@pref.shimane.lg.jp

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
2	島根県がん対策推進協議会	4人	島根県が行う、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」の策定及び進行管理に関する事項等を検討するもの。 R6.4.1現在 委員数25名（うち患者・家族・遺族委員4名）	■応募資格 ①県内に在住で、応募時点で18歳以上のがん患者、がん経験者又はそれら家族（遺族を含む） ②がん対策について日頃から関心があり、本県のがん対策について建設的な意見や提言ができる方 ③年に数回程度、平日に島根県内で開催される会議に出席できる方 ■応募方法 応募資格①を満たす旨及び「島根のがん対策について考えること」について800字程度にまとめた小論文を添えて応募のこと ■選考 第1次 書類、第2次 面接 島根県がん対策推進協議会委員選考委員会において、1次選考（小論文）、2次選考（面接）の結果に基づき、年齢、地域等を考慮した上で、総合的に選考します。	年数回	R7.4.1 ～ R9.3.31	健康推進課 がん対策推進室 TEL:0852-22-6701 FAX:0852-22-6328 E-mail: gantaisaku@pref.shimane.lg.jp
3	島根県障がい者施策審議会	1人	障害者基本法に基づく障害者基本計画や障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議することを目的として、障害者基本法第34条に基づき設置しているものです。 ※県内の障がい者の支援体制に関する課題等について協議する「島根県障がい者自立支援協議会」と一体的に開催します。	①島根県内に住所を有する満20歳以上(令和7年3月16日現在)の方 ②島根県の障がい者施策に関心をお持ちの方、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する方 ③審議会（松江市内で平日に2時間程度開催）に出席できる方 ④応募にあたり、「あいサポート運動の取組について思うこと」をテーマとした小論文（400字以上800字以内）を提出いただきます。 ⑤国・地方公共団体の議員及び職員、島根県の他の審議会の委員の方は応募できません。 島根県障がい者施策審議会公募委員選考委員会において、書類選考を行い、性別、年齢、居住地、活動内容を考慮したうえで、総合的に審査して選考します。	年1～2回程度	R7.3.16 ～ R9.3.15	障がい福祉課 計画推進係 TEL:0852-22-6526 FAX:0852-22-6687 E-mail: syougai@pref.shimane.lg.jp

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
4	島根県精神保健福祉 審議会	1人	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項を調査審議する。	次の①から③のいずれかに該当する方であって、島根県内に住所を有し、満20歳以上（R6.4.1現在）で平日開催の審議会にご出席いただける方 ①精神保健又は精神障がい者の福祉に関し学識経験のある方 ②精神障がい者の医療に関する事業に従事している方 ③精神障がい者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事している方	年1回 程度	R7.4.1 ～ R10.3.31	障がい福祉課 自立支援医療係 TEL:0852-22-6321 FAX:0852-22-6687 E-mail: syogai- iryo@pref.shimane.lg.jp
				島根県精神保健福祉審議会公募委員選考委員会において、書類選考を行い、性別、年齢、居住地、活動内容を考慮した上で選考します。			
5	島根県公共事業再評価 委員会	1～2人	公共事業の効率性、実施過程の一層の向上を図ることを目的に、県が事業主体となって実施する公共事業について、事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業や、事業採択後に長期間が経過している事業等の再評価を行う。	①県内に住所を有する満20歳以上の方（R7.4.1現在）。 ②島根県の公共事業に関心を持ち、島根県公共事業再評価委員会（原則として平日開催）に出席出来る方。 ③応募にあたり「私が思う島根県の公共事業のあるべき姿」をテーマとした小論文（A4横書き、1000字程度）を提出。 ※国及び地方公共団体の議員及び職員並びに島根県その他の審議会等の委員は応募することができません。	年5回 程度	R7.4.1 ～ R9.3.31	技術管理課 公共事業調整スタッフ TEL:0852-22-5650 FAX:0852-25-6329 E-mail: gijyutsu@pref.shimane.lg.jp
				島根県公共事業再評価委員会公募委員選考委員会において、審査書類及び面接結果に基づき、審査を行い決定します。			

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
6	島根県企業局経営計画 評価委員会	1人	島根県企業局では県民生活に欠かすことができない電気、水道の供給、及び地域経済発展に不可欠な工業用水道の供給や宅地造成（工業団地の整備）の4事業を行っており、これらの事業目的を果たすための指針として経営計画を策定しています。この経営計画に基づく毎年度の取組実績等の評価について、外部から幅広い意見を求めます。	①島根県内に住所を有する20歳以上の方。 ②島根県議会議員及び島根県職員並びに他の委員会の委員でない方。 ③島根県企業局が実施する事業に関心をお持ちの方。 ④年2回程度、平日開催の委員会に出席可能な方。 ⑤応募にあたり、「島根県企業局の事業に期待すること」をテーマとした小論文（800字程度）を提出していただきます。 島根県企業局経営計画評価委員会公募委員選考委員会において、提出書類をもとに審査します。面接は実施しません。	年2回	R7.7.20 ～ R9.7.19	企業局経営課 経営企画スタッフ TEL:0852-22-6644 FAX:0852-22-5679 E-mail: keieika- kanrisya@pref.shimane.lg.jp
7	島根県立図書館協議会	1人	図書館法第14条に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関 委員の定数 10人以内 委員の任期 2年	1 公募の委員の応募資格は、次に掲げる要件をいずれも満たす方とします。ただし、国及び地方公共団体の議員及び職員は応募することができません。 (1)島根県内に住所を有する満20歳以上の方 (2)子ども読書活動の実践など子どもの読書普及活動に携わっている方 (3)島根県立図書館協議会(平日に開催)に出席できる方 2 小論文テーマ等(別添応募用紙による) 公募委員の選考に当たっては、島根県立図書館協議会公募委員選考委員会を設置し、応募者から提出された書類及び応募者の面接に基づき、応募の動機、子ども読書活動の実践などの家庭教育の向上に資する活動の内容を総合的に審査して行います。	年2回 程度	R7.6.19 ～ R9.6.18	島根県立図書館 総務課 TEL:0852-22-5725 FAX:0852-22-5728 E-mail: tosyokan@pref.shimane.lg.jp

公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集 人数	審議会等の概要	選 考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催 回数	任 期	問い合わせ先
8	島根県立少年自然の家 運営委員会	1人	島根県立青少年社会教育施設 条例施行規則第13条に基づ き、少年自然の家の運営に関 し、所長の諮問に応じ、又は所 長に対し意見を述べる機関。 委員の定数 15人以内 委員の任期 2年	公募の委員の応募資格は、次に掲げる要件を全て満たす方としま す。ただし、国及び地方公共団体の議員及び職員は応募すること ができません。 ①島根県内に住所を有する満18歳以上の方（令和7年6月1日現 在） ②地域の子ども会活動など、青少年の健全育成に資する活動を 行っている方 ③島根県立少年自然の家運営委員会（年2回、平日に開催）に出席 できる方 公募の委員の選考にあたっては、島根県立少年自然の家運営委員 会公募委員選考委員会を設置し、応募者から提出された書類及び 応募者の面接に基づき、応募の動機や青少年の健全育成に資する 活動の内容等を総合的に審査して行います。 ①書類審査 応募にあたり、「子どもたちの自然体験活動で大切にしたいこ と」（400文字以上800文字以内）をテーマとした小論文を提出 していただきます（書式は任意）。 ②面接選考 面接は令和7年2～3月頃に少年自然の家（江津市）にて実施予定 です。	年2回 (6月、2月)	R7.6.1 ～ R9.5.31	島根県立少年自然の家 総務課 TEL:0852-22-6875 （教育庁社会教育課内） FAX:0852-22-6218 （教育庁社会教育課内） E-mail: syonen@pref.shimane.lg.j p